

町が発注する小規模修繕を受託で

錦江町小規模修繕等契約希望者登録制度をスタート

錦江町では、町が発注する小規模で簡易な内容の修繕工事等（1件50万円未満）について、錦江町建設業者等級別表（建築一式工事、土木一式工事、舗装工事）に登録することが困難な町内の個人及び法人の事業者の方と前記の3業種以外で町に指名願を提出している町内の個人及び法人の事業者の方を対象に登録制度を設けることにより、町内の小規模な事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、町内経済の活性化を図ることを目的とする制度を始めます。

この制度に登録を希望される方は、**募集期間内に申請書等を役場総務課へ**提出してください。

なお、登録となった場合でも、「修繕等がない場合や2人以上の見積りにより最低価格を提示された方に発注するため、確実に契約することを約束するものではありません」ので、あらかじめご了承ください。

1、対象となる修繕の種類等（ただし、3は電気工事士以上の資格者証の写し、4は錦江町簡易水道事業指定給水装置工事事業者、錦江町農業集落排水設備指定工事店の資格者証・事業者証等が必要です。）

No.	業種	修繕の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、モルタル防水修繕、吹き付け修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング、布張り仕上げ等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳張替え等
10	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく修繕工事
11	看板・標識製造	看板・標識等の製造、修繕
12	造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等による庭園、公園、緑地等の補修、修繕
13	その他	各種機械・器具等修繕

「行政改革推進委員会」の委員を募集

● 役割 行政改革に関する取り組みについての協議や検討など

● 対象者 8月1日時点において、本町に1年以上在住する満20歳以上の人

● 任期 2年間

● 定員 2人以内

● 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、総務課財政管財チームまで郵送、FAXまたは直接持参してください。

※ 申込書は、総務課財政管財チームまたは支所地域振興課に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

● 応募期限 8月29日（水）必着
詳細は、申込書の裏面に記載の募集要項をご覧ください。

問い合わせ・応募先

総務課財政管財チーム TEL 22・0511

